（防衛省の職員に対する寒冷地手当支給規則の一部改正）

第二条　防衛省の職員に対する寒冷地手当支給規則（昭和三十九年総理府令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第七条中第九号を第十号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五　生徒（自衛隊法第二十五条第五項の教育訓練を受けている者をいう。）

（防衛省職員の災害補償に関する省令の一部改正）

第三条　防衛省職員の災害補償に関する省令（昭和四十一年総理府令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「又は」を「若しくは」に改め、「の学生」の下に「又は同項に規定する生徒」を、「学生手当」の下に「又は生徒手当」を加える。

附　則

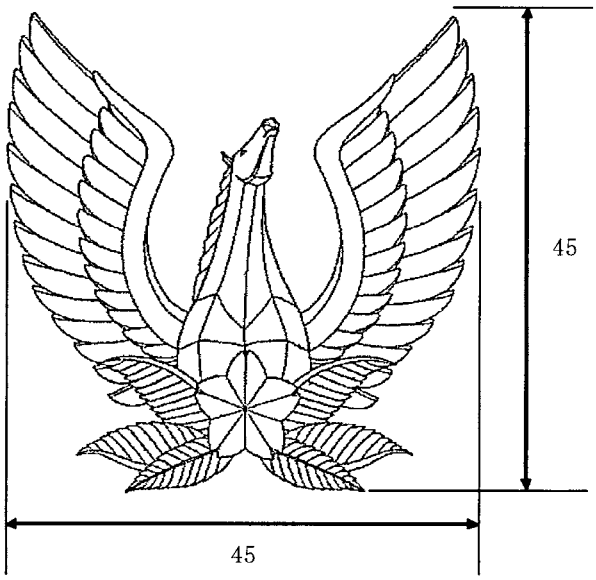
（施行期日）

1　この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

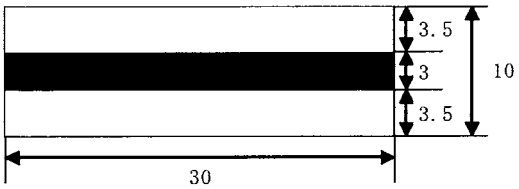
2　この省令の施行の日前に第一条による改正前の自衛隊法施行規則第二十四条第二項ただし書に規定する陸曹候補者、海曹候補者又は空曹候補者たる自衛官のうち専ら教育訓練のみを受けるものとして三等陸士、三等海士又は三等空士に採用されたものは、三等陸曹、三等海曹又は三等空曹にそれぞれ昇任するまでの間は、引き続き専ら教育訓練のみを受けるものとする。

帽　章

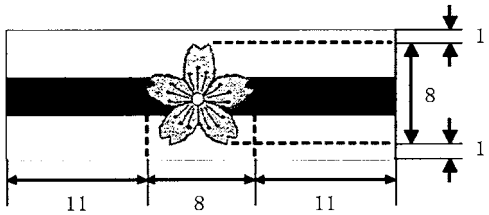


学年識別章

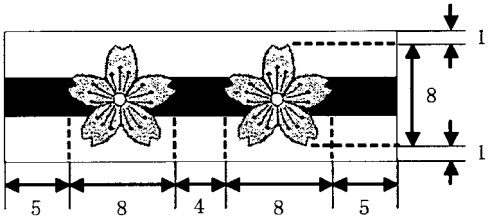
（第一学年）



（第二学年）



（第三学年）



告　示

○金融庁告示第六十三号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第八条の規定に基づき金融分野における個人情報保護に関するガイドラインを次のように定め、平成二十一年十一月二十日から施行し、平成十六年金融庁告示第六十七号（個人情報の保護に関する法律第六条第三項及び第八条の規定に基づき、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインを定める件）及び平成二十年金融庁告示第二十三号（金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの一部を改正する件）は、同日をもって廃止する。

平成二十一年十一月二十日

金融庁長官　三國谷勝範

金融分野における個人情報保護に関するガイドライン

第１条　目的（法第１条関連）

1　本ガイドラインは、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、「個人情報の保護に関する法律施行令」（平成15年政令第507号。以下「施行令」という。）及び「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年４月２日閣議決定。平成20年４月25日一部変更。平成21年９月１日一部変更。以下「基本方針」という。）を踏まえ、金融庁が所管する分野及び法第36条第１項により指定を受けた分野（以下「金融分野」という。）における個人情報取扱事業者が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、金融分野における個人情報の性質及び利用方法にかんがみ、事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針として定めるものである。

2　金融分野における各認定個人情報保護団体（法第37条第１項の認定を受けた団体をいう。以下同じ。）及び個人情報取扱事業者等においては、本ガイドライン等を踏まえ、各事業の実態等に応じて個人情報の適正な取扱いを確保するための更なる措置を自主的なルールとして定め、対象とする事業者等に遵守させること、及び自らが遵守することが重要である。

3　金融分野における個人情報取扱事業者は、個人情報の漏えい、不正流出等を防止等するため、法、施行令、基本方針及び本ガイドラインのほか、関係法令等に従い、個人情報の適正な管理体制を整備する必要がある。

4　金融分野において個人情報データベース等を事業の用に供している者のうち、法第２条第３項第５号の規定により「個人情報取扱事業者」から除かれる者においても、本ガイドラインの遵守に努めるものとする。

5　本ガイドラインにおいて記載した具体例については、これに限定する趣旨で記載したものではなく、また、個別ケースによって別途考慮すべき要素があり得るので注意を要する。